2024年1月22日

## 当座勘定規定改定のご案内

平素より、秋田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、「ことら送金」の取扱い開始に伴い、当座勘定規定を下記の通り一部改訂させていただきますので、お知らせいたします。

記

<改定日>

令和6年2月1日

<対象となる規定>

当座勘定規定

<改定内容>

改定前	改定後
第9条(支払いの範囲)	第9条 (支払いの範囲)
(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘	<u>(1)</u> 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定
定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその	の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義
支払義務を負いません。	務を負いません。
	(2) 呈示された手形、小切手、呈示日の15時ま
	でに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金によ
新設	り支払います。ただし、当金庫の裁量により15時
	以降に入金した資金を支払いに充当することもで
	<u>きるものとします。</u>
(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません	(3) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

以上

(本件に関するお問い合わせ先) 秋田信用金庫 事務部

フリーダイヤル 0120-376-113(平日9時~17時)



